

第 4 1 5 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 8 年 4 月 2 3 日

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「イイダコ釣りに関する委員会指示について（事前協議）」

内容について事務局が説明し、了承された。

第2号議案 「全国海区漁業調整委員会連合会における国への要望について（報告）」

内容について事務局が説明した。

6. 議事のあらまし

委員会を開会した後、人事異動に伴う自己紹介を行い、その後、北尾会長が議長となり、議事録署名人に山本委員と嶋野委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。第1号議案「イイダコ釣りに関する委員会指示について」事務局より説明願います。

〔湯谷主任〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

イイダコ釣りにつきましては、遊漁者に対しても何らかの規制が必要であるということは、従来から委員さんからもご意見をいただいておりますが、ようやく今回それが実現するというところでございます。

この件につきまして、ご意見等ございますか。

〔木下委員〕

海区委員会だけで委員会指示を決めて、後々もめたりしませんか。もっと広く意見を聞いたらどうでしょうか。

〔北尾会長〕

先ほどご説明のありました海面利用協議会で意見を聞いているということですが、それ以外のプレジャーボートの関係者からの意見も聞く必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

〔湯谷主任〕

意見を聞く方法としましては、行政手続の関連法令によりますと、意見公募やパブリックコメントという制度がございます。県法規担当者に確認したところ、本制度の対象にはなっていないとのことです。令和5年から現場で取り組んできた同じ内容をそのまま公的規制に移行するものであり、関係者の理解も一定程度定着していると認識しております。ただし、ご指摘いただきましたように、一般の遊漁者まで広く対象とするものであり、知事による命令に至った場合には罰則対象になることから、透明性や納得感を確保することは重要だと考えております。必要な対応について、検討したいと思っております。

〔木下委員〕

遊漁船業者は守ると思いますが、一般のプレジャーボートの人たちは守らないかもしれません。そこに、いきなり委員会指示を出しても効果がないと思います。こじれると裁判になる可能性があります。

〔松本委員〕

遊漁船業者はすぐに周知ができると思いますが、プレジャーボートの人たちに対して

は、しっかりと周知する必要があると思います。

〔北尾会長〕

そのあたりの検討について、よろしく願いいたします。

〔北野委員〕

香川県だけで委員会指示を出すのは意味が無いと思います。私の地元の海に来ている遊漁者の三分の二は岡山県の遊漁者です。全国的に同じ委員会指示を出せるのなら効果があると思います。

〔山本委員〕

香川県の場合は、陸上からの遊漁者よりプレジャーボートの遊漁者のほうが多いように思います。法律で、陸上からの釣りはできるけど、エンジンがついた船を使った釣りはできないという昔の遊適法の看板が未だに残っています。今はどうなっていますか。

〔植田室長〕

今は、エンジンがついた船を使った釣りはできるようになっています。昭和63年に「なだしお」の事故がきっかけで、遊漁船業の適正化に関する法律ができました。当時の県漁業調整規則では、一般人が動力船を使った釣りはできませんでしたが、漁船登録している船ならできるという規定がありました。遊適法で、一般人を乗せた船釣りを先に認められてしまったため、その後、県漁業調整規則を改正して、一般人でも船釣りができるようになりました。

〔山本委員〕

一般人とはプレジャーボートの遊漁者のことで、遊漁船業者ではないということですね。この委員会指示は、全ての人を対象に規制するのでしょうか。香川県の場合はプレジャーボートの遊漁者のほうが遊漁船業者より多いので、プレジャーボートの遊漁者にきちんと対処できるように、お願いしたいと思います。

〔植田室長〕

この委員会指示は、全ての人を対象に差別なく適用します。

〔山本委員〕

遊漁者はいろいろな魚介類を採捕していますが、イイダコだけが目的ですね。

〔北尾会長〕

先ほど北野委員さんからご意見がございましたが、岡山県から香川県海面に来た場合でも、委員会指示の対象になるということですね。

〔植田室長〕

はい。

〔北野委員〕

他の県から釣りに来たとき、香川県の委員会指示など知らないといった場合でも、委員会指示の対象にできるのですか。

〔藤原課長〕

過去2年間、岡山県の釣具屋などにイイダコに関する取組みを周知してきましたので、それと同様に、委員会指示についても周知していきたいと思います。

〔北野委員〕

イイダコ釣りの許可をやめた時に、これは全国的な話であり、香川県が何を言っても仕方がないというので、海区委員会での発言を我慢してきました。結局、イイダコ釣り

の許可をやめたから、イイダコの漁獲量減少が起きたのだと思います。

〔山本委員〕

委員会指示が出た場合、「ことぶき」や「ごしき」の県漁業指導船だけで、取り締まるのですか。

〔植田室長〕

いいえ、公的規制なので、海上保安部も取り締りに参加することになります。

〔北尾会長〕

委員会指示の有効期間が例えば1年ごとに更新された場合、前年に違反して、次の年に再度違反した場合は、最初だから許されるということでしょうか。

〔益井室長補佐〕

当面は、知らなかったという人もいると思うので、現場での周知徹底や指導が基本になると思います。その上で、故意に違反する場合や繰返し違反するなど悪質性が高い場合は、知事による命令に発展していきたくらうと思います。どういう場合に、どういった対応をするかの基準については、現場で対応しながら検討していきたいと思います。

〔北野委員〕

結果的には自転車の青切符と一緒に、最初は注意ではないのですか。

〔益井室長補佐〕

自転車の青切符は切符を切るかどうかという話ですが、委員会指示の場合は、委員会指示に従わない場合、段階を踏んだ対応により、最終的には赤切符になります。

〔嶋野委員〕

北野さんが言ったように、香川県だけの委員会指示ではなく、岡山、広島、愛媛の連合海区に提案して、少なくとも4県が連携して取り組んでいかないとなかなか資源は回復しないと思います。岡山県から香川海面に遊漁者が来て、香川県の委員会指示に従わず、罰金ということになれば岡山県から香川県に対して苦情が来ると思います。連合海区で足並みをそろえて、協調性を持って取り組んでいくべきだと思います。

〔北尾会長〕

連合海区は来年の2月に開催されますが、香川県でこういう取り組みを始めたということで、連合海区でも説明して、歩調を合わせていただけるようにお願いします。その他、ご意見ございませんか。

(意 見 等 な し)

〔北尾会長〕

それでは、次回正式に、了承をいただくということで、その時にパブリックコメントに準じた対応についてご説明いただきたいと思います。

続きまして、第2号議案「全国海区漁業調整委員会連合会における国への要望について」事務局より説明をお願いいたします。

〔小林副主幹〕

(資料2に基づいて説明)

〔北尾会長〕

この件につきましてご意見等ありますでしょうか。

(意 見 等 な し)

〔北尾会長〕

資料についてお目通しいただき、Ⅱの沿岸漁場の秩序維持について、Ⅳの沿岸資源の適正な利用について、Ⅵの海面利用を巡る調整については、特に本県に関連の深い項目になっておりますので、またご意見をいただければと思います。

それでは、その他の件で委員さんの方で何かありますでしょうか。

〔山本委員〕

欠席した委員に対して、議事録は送っているのですか。

〔小林副主幹〕

欠席委員には資料を送付しております。議事録については県のホームページに公開しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

〔山本委員〕

送られてきた資料を一度も見たことがありません。組合に送って来た場合は私に届かない場合があるかもしれません。

〔小林副主幹〕

確認の上、組合に送付している場合は、今後ご自宅に送付いたします。

〔北尾会長〕

他に何かございますか。

(意 見 等 な し)

〔北尾会長〕

それでは、これで第415回の海区漁業調整委員会を閉じたいと思います。

〔閉 会 午前10時43分〕

上記は第415回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 山 本 浩 智

署名委員 嶋 野 勝 路